

■ 令和5年度印西市社会福祉法人指導監査実施計画

1. 基本方針

社会福祉法人に対する指導監査は、社会福祉法第56条第1項の規定に基づき、法人の自主性及び自律性を尊重し、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図るため実施する。

2. 監査事項及び着眼点

指導監査を行うに当たっては、「社会福祉法人指導監査実施要綱（平成29年4月27日付け3局長通知、最終改正令和4年3月14日）」、実施要綱別紙「指導監査ガイドライン」及び「印西市社会福祉法人指導監査実施要領」に基づいて実施する。

3. 実施時期

令和5年10月から令和6年2月にかけて実施する。
また、運営等に重大な問題を発覚した場合は、随時、特別監査を実施する。

4. 実施方法

- ・指導監査の実施に当たっては、原則として、対象法人に対して、実施日の2か月前までに通知する。
- ・監査日の1か月前までに事前監査資料の提出を求める。
- ・社会福祉法人の事務所で実地監査を行う。

5. 指導監査の結果

- ・指導監査の結果については、当日に講評を行い、後日文書により通知する。改善を要する事項があるときは、1か月以内に改善報告書の提出を求める。
- ・指導監査の結果は、市のホームページに指摘事項を掲載して公表する。

6. 指導監査の対象とする法人

令和5年度に一般監査の実施を予定する法人は、以下の2法人とする。

	社会福祉法人の名称
1	社会福祉法人 敬心会
2	社会福祉法人 印西市社会福祉協議会